ラ　イ　セ　ン　ス　使　用　契　約　書（案）

長野県知事　阿部　守一（以下「甲」という。）と○○○○（以下「乙」という。）は、次の条項により、ライセンス使用契約を締結する。

（総則）

第１条　甲、乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

２　乙は、この契約の履行に際して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（使用品）

第２条　使用物品の品名、規格及び数量は、次のとおりとする。

(1) 品名　ウィルス対策ソフト一式

(2) 規格、数量

ア　トレンドマイクロ社製ウィルスバスターコーポレートエディションPlus

TRSL Jランク　更新10,000ライセンス

　イ　トレンドマイクロ社製Deep Security Agent ウィルス対策　更新７ライセンス

（使用期間等）

第３条　使用品の使用期間、引渡し日及び場所は、次のとおりとする。

(1) 使用期間　令和６年３月１日から令和７年２月28日まで

(2) 引渡し期限及び場所　令和６年２月29日　ＤＸ推進課　デジタルインフラ整備室

（使用料）

第４条　使用料は年額○○○○円とする。

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額○○○○円）

（契約保証金）

第５条　乙は、契約保証金○○○○円をこの契約締結と同時に甲に支払うものとする。

２　甲は、使用期間が満了したときは、速やかに契約保証金を返還するものとする。

３　契約保証金には、利子を付さないものとする。

（引渡し及び検査）

第６条　乙は、第３条に規定された引渡し日及び場所に乙の負担で搬入し、使用できる状態にするものとする。

２　甲は、使用物品の引渡しを受けるときは、乙の立ち会いの上でその検査を行い、合格したときは引渡しを受けるものとする。

３　乙は、前項の規定による検査の結果不合格となった使用物品について、甲の指定する日までに代品を引渡し、再度検査を受けなければならない。

４　前２項の規定による検査に直接要する費用は乙の負担とする。

（甲の義務）

第７条　甲は、乙の承認を得ないで、使用物品を第三者に使用させてはならないものとする。

２　甲は、使用物品を、善良な管理者の注意をもって維持保存するものとする。

３　甲は、使用物品の全部又は一部が、滅失又はき損した場合は、直ちにその状況を乙に通知するものとする。

（使用料の支払）

第８条　甲は、乙から適法な支払請求書を受領したときは、その日から30日以内に使用料を支払うものとする。

（契約不適合責任）

第９条　乙は、使用物品の引渡し後に直ちに発見することができない、種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものが発見されたときは、甲の指定する日までに、自らの負担において当該使用物品を修補し、又は代品を納入しなければならない。

（権利義務の譲渡、承継）

第10条　乙は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りでないものとする。

（損害賠償）

第11条　乙は、甲の責に帰すべき事由により使用物品に損害を生じたときは、甲に損害賠償を請求することができるものとする。

２　前項の損害賠償の額は乙と甲が協議して定めるものとする。

（契約解除）

第12条　甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができるものとする。

(1) 乙が、第３条第１項に規定する期限までに使用物品を引渡ししないとき又は引渡しすることができないと明らかに認められるとき。

(2) 乙が暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者（以下「暴力団等」という。）に該当する旨の通報を警察当局から甲が受けたとき。

(3) 前各号の場合のほか、乙がこの契約に違反したとき。ただし、この違反の内容が軽微であるときは、この限りでない。

（談合その他の不正行為による解除）

第12条の２　甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第７条第１項の規定により措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は第７条の２第１項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。

(2)　乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の６又は第198条の規定に該当し、刑が確定したとき。

（債務不履行の損害賠償）

第13条　乙は、その責に帰すべき事由により、第３条第１項に規定する引渡し日までに使用物品を引渡すことができないときは、当該期限の翌日から引渡した日までの日数に応じ、使用料年額に対し年2.5％の割合で計算した額の遅延損害金を甲に支払わなければならない。

２　甲は、その責に帰すべき事由により、第８条に規定する期限までに使用料を支払わないときは、当該期限の翌日から支払った日までの日数に応じ、使用料に対し年2.5％の割合で計算した額の遅延利息を乙に支払わなければならない。

３　乙は、第11条の場合において、甲に損害を与えたときは、その損害に相当する額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

４　乙は、第13条及び第13条の２の規定により契約が解除されたときは、第５条第１項に規定する契約保証金の額に相当する額を違約金として甲に支払わなければならない。

５　前項の場合において、第５条第１項の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができるものとする。

６　乙は、第１項又は第４項の場合において、甲の受けた損害が同項に規定する遅延損害金又は違約金の額を超えるときは、その超える額についても甲に支払わなければならない。

（賠償の予約）

第14条　乙は、第13条の２の各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、契約保証金の２倍に相当する額を賠償金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、第13条の２第１号の場合において、命令の対象となる行為が、独占禁止法第２条第９項に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第６項で規定する不当廉売であるとき、その他甲が特に認めるときは、この限りでない。

２　前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（暴力団等からの不当介入に対する報告及び届出の義務）

第15条　乙は、当該契約に係る業務の遂行に当たり暴力団等から不当な要求を受けたときは、遅滞なく甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

（疑義の解決）

第16条　この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

（Ａ）この契約の締結を証するため、契約書２通を作成し、賃借人と賃貸人が両者記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

（Ｂ）この契約の締結を証するため、契約内容を記録した電磁的記録を作成し、賃借人と賃

貸人が合意の後電子署名を行い、各自その電磁的記録を保管するものとする。

［注］（Ａ）は紙の契約書を作成する場合、（Ｂ）は電子契約を行う場合に使用する。

年　　月　　日

甲　住　　所　　　　長野県長野市大字南長野字幅下692-2

職・氏名　　　　長野県知事　　阿部　守一　　　　印

乙　住　　所　　　　○○○○

法 人 名　　　　○○○○

代表者職・氏名　○○○○長　　　　　　○○○○　印